

会員に関する規程

公益財団法人 石水博物館

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第43条の規定に基づき、公益財団法人石水博物館（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の活動を賛助する法人、団体及び個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(友の会会員)

第3条 この法人の目的、事業に賛同する個人は、理事長の承認を得て友の会会員になることができる。

(理事会への報告)

第4条 理事長は、会員の入退会の状況を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第5条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 賛助会員

法人（及び団体） 1口 10万円

個人 1口 1万円

(2) 友の会会員

個人 3千円

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 賛助会員（法人）は、会員証5枚の発行を受け、会員証の提示により1回につき5名まで無料で入館できる。また、招待券10枚を受けることができる。2口目以降の賛助に対しては1口につき招待券10枚を受けることができる。

(2) 賛助会員（個人）は、会員証1枚の発行を受け、会員証の提示により会員本人と同

伴者1名が無料で入館できる。また、招待券4枚を受けすることができる。2口目以降の賛助に対しては1口につき招待券4枚を受けすることができる。

(3) 友の会会員は、会員証1枚の発行を受け、会員証の提示により会員本人が無料で入館できる。また、招待券2枚を受けすることができる。

(4) 会員は、この法人が発行する図録を割引価格で購入することができる。

(会費の使途)

第8条 第6条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第9条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき

(2) 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したとき

(退会)

第10条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年2月14日より施行する。